

湯沢勝山系減圧槽基本設計業務委託

特記仕様書

安房郡市広域市町村圏事務組合 水道部

第1条 適用

本仕様書は、「湯沢勝山系減圧槽基本設計業務委託」（以下、本業務という）に適用する。

本業務の遂行にあたっての一般事項は、千葉県県土整備部が定める設計業務共通仕様書（以下、共通仕様書という）の最新版によるものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、広域化基本計画に基づき、鋸南町湯沢配水場の効率的な運用を図るとともに、今後予定されている連絡管の整備による広域的な水運用の実現及び基幹施設である鋸南町浄水場のバックアップ機能を確保し、水道システムの強化による安定給水を図ることを目的とし、減圧槽設置に係る基本設計業務を委託するものである。

第3条 費用の負担

業務の遂行にあたって必要な費用については、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。

第4条 法令等の遵守

受託者は、本業務の遂行にあたり、関連する法令を遵守しなければならない。

第5条 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

第6条 守秘義務

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、成果について、第三者に漏らしてはならない。

第7条 技術者

受託者は、本業務の目的を十分理解したうえで、適正な管理技術者及び技術者をもって秩序正しい業務を遂行するとともに、高度な技術を要する部門においては、必要に応じ相応の経験を有する技術者を適切に配置しなければならない。

また、管理技術者と照査技術者は有資格者でなければならない。

第8条 関係機関との協議・申請

受託者は、事業の実施にあたり関係機関と協議・申請等が必要なとき、または協議

を受けたときは、発注者と打合せ協議のうえ誠意をもってこれにあたるものとする。

また、この協議・申請等に関する図書資料の作成を遅滞なく行われなければならない。

第9条 成果品の管理

本業務に関する成果品の管理および帰属は、全て発注者とする。受託者が独断で成果品を公表するについては一切これを認めない。

また、受託者は、業務完了後といえども、受託者の責に伴う本業務についての瑕疵が発見された場合は、速やかに成果品の訂正を行わなければならない。

なお、この訂正に要する費用は受託者の負担とする。

第10条 履行期限

履行期限は令和9年3月5日までとする。

なお、期限前であっても発注者側より業務成果の一部について提出を求める場合があるため、対応できるよう整理しておくこと。

第11条 土地への立ち入り等

受託者は、現地にて調査などを行うにあたり隣接土地などへ立ち入る場合は、土地関係人と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさぬよう十分留意すること。

また、現地調査では身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第12条 打合せ

業務着手時および業務の区切りにおいて、受託者と発注者は打合せを行うものとする。

なお、打合せおよび業務の遂行上の疑義、協議などについては、その経過、内容を記録した協議簿を作成し相互に確認しておくものとする。

第13条 設計基準等

設計にあたり、次に掲げる基準のほか、発注者側の指示する基準に基づき行わなければならない。

- ・水道施設設計指針・解説（日本水道協会）
- ・水道維持管理指針（日本水道協会）
- ・水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- ・土木工事共通仕様書（千葉県県土整備部）

- ・水道事業実務必携（日本簡易水道協会）
- ・千葉県積算基準（千葉県県土整備部）

なお、これらに示されていない規格・基準や、特殊な工法、製品などを用い設計を行う必要がある場合は、事前に発注者と協議のうえ、承諾を受けなければならない。

また、基準、工法などの採用根拠、仕様、選定理由、計算結果、見積りなどを整理したものを提出すること。

第14条 疑義の解釈

受託者は、設計及び本仕様書の解釈に疑義が生じた事項、並びに仕様書に明記していない事項については、発注者と前もって協議のうえこれを定めるものとする。

第15条 設計業務の条件

設計に採用する材料、製品は、共通仕様書に定める規格のほか、日本水道協会規格（JWWA）に適合したもの、及びこれと同等以上の品質を有するものとし、発注者との協議のうえ採用する。

本業務を行う上で想定した、事業実施時での各工区、工種の作業手順について、フロー図などを用い明快にまとめ提出すること。

なお、事業の実施に際し本業務成果と現地で差異が生じた場合、受託者は誠意を持ってその解決にあたるものとする。

第16条 施設規模諸元

- ・減圧槽 有効容量 300 m³/日

第17条 設計細則

基本設計

1) 基本条件の確認

材質、位置及び周辺地形条件、環境条件等の基本諸元の確認及び整理を行う。

2) 維持管理方法の検討

流量、水圧、圧力、水質等の監視・制御方法、常時・非常時、清掃時、将来計画を含めた運用方法、維持管理に係る施設全体の比較検討を含めた各種検討を行う。

3) 配置計画検討

敷地条件、維持管理方法に基づく必要施設、構造及び設備形式等を考慮した配置計画を作成し検討する。

4) 施設計画・検討

全体配置、主要施設、施設フロー等の概略施設設計を行う。

5) 水利検討・水位関係の検討

計画地盤高、流入管、流出管のレベル、送水先水位（配水圧力）との関係、非常時等を考慮した水運用に伴う関連施設との関係について水利的検討を行う。

6) 施工方式の検討

基礎工法、仮設工法、材料、重機等の搬入方法等について検討を行う。

7) 基本設計図書の作成

1)～6)をもとに概算工事費を算出するとともに基本設計図書を作成する。

8) 審査

照査技術者が次の事項に従い照査を実施する。

- ①成果図面をもとに施設の構造、配置及び設計基本条件の整合が適切にとれているかの照査を行う。
- ②設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ③設計図、計算、概算工事の適切性及び整合性の照査を行う。
- ④その他、発注者が必要と認めた内容。

第18条 成果品の作成

受託者は基本設計の成果品として次の各号を委託完了時に提出すること。

但し、編集方法及び部数は監督員の指示に従うものとする。

- 1) 基本設計報告書 1 式
- 2) その他必要資料